

富里市地域公共交通会議財務規程一部改正【新旧対照表】

改正後			改正前		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
款	項	目	款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費	1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務局費			2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費	2 事業費	1 事業推進費	1 事業費
		2 調査研究費			2 調査研究費
<u>3 事業費補助金</u>	<u>1 事業費補助金</u>	<u>1 事業費補助金</u>			
<u>4 予備費</u>	1 予備費	1 予備費	3 予備費	1 予備費	1 予備費
附 則 (施行期日) 1 この規定は令和3年4月27日から施行する。 (交通会議設立年度における予算の調整等の特例) 2 交通会議が設立された年度の予算における第3条第2項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回目の」とする。 <u>附 則</u> <u>1 この規定は、令和5年4月1日から施行する。</u>			附 則 (施行期日) 1 この規定は令和3年4月27日から施行する。 (交通会議設立年度における予算の調整等の特例) 2 交通会議が設立された年度の予算における第3条第2項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回目の」とする。		